

「愛知県主要農作物種子条例」の制定を求める意見書

日本の食と農を支えてきた主要農作物種子法（以下「種子法」という）が昨年4月1日に廃止されました。

種子法は国や都道府県の公的役割を明確にしたものであり、同法のもとで、稲・麦・大豆など主要農作物の種子生産・普及のための施策が実施され、農業者には優良で安心な種子が、消費者には高品質な農産物が安定的に供給されてきました。

しかし、種子法の廃止により、今後稲などの種子価格高騰をはじめ、地域条件などに適合した品種の生産・普及の衰退や種子の独占による弊害などが懸念され、種子法の廃止法案可決に当たっては、優良な種子の流通確保や引き続き都道府県が種子生産などに取り組むための財政措置のほか、特定企業による種子の独占防止などについて万全を期すことを求める附帯決議がなされています。

種子法の廃止により、それぞれの地域が守り伝えてきた多くの伝統的品種の種子が外資系事業者の独占などによる種子価格の高騰や画一化したものになる危険性があります。

さらに、食糧供給の観点から健康的な不安も懸念され、農業者や消費者への影響を危惧する声も挙がっています。

愛知県においては、種子法がこれまでの食糧生産と次世代に継承する安定的な農業発展のために大きな役割を果たしてきています。

よって、本県農業を支える主要農作物の優良な種子の安定供給や品質確保の取り組みを後退させることなく、農業者や消費者の不安を払拭するためにも、「愛知県主要農作物種子条例」の制定を強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年12月20日

愛知県知事 大村 秀章 殿

愛知県丹羽郡扶桑町議会